

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和3年4月8日

岡 山 市

目次

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業の概要	2
1	事業内容に関する事項	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 公共施設等の管理者等の名称	2
	(3) 事業の目的	2
	(4) 公共施設等の概要	2
	(5) スケジュール（予定）	4
	(6) 法令等の遵守	5
第3	入札参加に関する条件等	6
1	入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
	(1) 入札参加者の構成等	6
	(2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	7
	(3) 構成企業の制限	10
	(4) 入札参加表明の確認	11
	(5) 入札参加資格の確認	11
2	その他の要件	13
	(1) S P C の設立に関する要件	13
	(2) 建設工事請負契約の締結に関する要件	13
第4	入札の手続等	14
1	入札の手続	14
	(1) 入札説明書等の公表	14
	(2) 入札説明書等に関する質問の受付	14
	(3) 入札説明書等に関する質問への回答の公表	14
	(4) 入札参加表明書の提出	14
	(5) 現地見学会	15
	(6) 入札参加表明確認結果の通知	15
	(7) 入札参加表明の確認を認められない者に対する理由の説明	15
	(8) 入札の辞退	16
	(9) 入札参加表明確認基準日以降の取扱い	16
	(10) 技術提案書の提出	16
	(11) 技術対話	16
	(12) 技術提案書の改善	16
	(13) 技術提案書の改善通知	17
	(14) 改善技術提案書の提出	17
	(15) 入札書の提出	17
	(16) 改善技術提案に関する要件の確認結果の通知	17
	(17) 改善技術提案に関する要件の確認を認められない者に対する理由の説明	17
	(18) プレゼンテーションの実施	18
	(19) 改善過程の公表	18
	(20) 開札	18
	(21) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出	19
	(22) 本件事業を担当する課	19
	(23) 入札・契約事務を担当する課	19
2	入札参加に関する留意事項	19
	(1) 公正な入札の確保	19
	(2) 入札書の書換え等の禁止	19
	(3) 入札の延期等	19

(4)	入札の無効	20
(5)	費用の負担	20
(6)	使用言語、単位及び通貨	20
(7)	改善技術提案書の取り扱い	20
(8)	岡山市の提供する資料の取り扱い	21
(9)	入札保証金	21
(10)	契約条項等の閲覧	21
3	許容価格（予定価格）及び提案の上限価格	21
(1)	許容価格（予定価格）	21
(2)	提案の上限価格	21
第5	事業者の選定	22
1	落札者の決定	22
(1)	落札者の決定方法	22
(2)	総合評価	22
(3)	落札者の決定	22
2	契約手続等	22
(1)	基本協定の締結	22
(2)	S P Cの設立	22
(3)	建設工事特定共同企業体の結成	22
(4)	契約の締結	22
(5)	契約を締結しない場合	23
(6)	費用の負担	23
(7)	契約保証金	23
第6	提出書類	24
1	入札参加表明時の提出書類	24
2	入札辞退時の提出書類	24
3	技術提案書	25
4	改善技術提案書	25
5	入札時の提出書類	25
6	入札参加資格確認申請時の提出書類	25
第7	提出書類作成要領	26
1	一般的事項	26
2	技術提案書	26
3	入札書	26
4	入札参加資格確認申請時の提出書類	26
第8	その他	27
1	必要事項等の追加	27
2	情報公開及び情報提供	27
別図1	計画地案内図	28
別図2	事業スキーム図	29
別図3	入札書の提出用封筒	31
別紙1	本件事業に係るリスク分担	32

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	岡山市可燃ごみ広域処理施設の建設工事及び運営管理業務について、DBO方式により事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を期待する「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業」をいう。
本件施設	本件事業において設計施工するごみ焼却施設及び付帯施設、敷地と外構設備等から構成される「岡山市可燃ごみ広域処理施設」をいう。
本件工事	本件施設の建設工事の設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注方式（高度技術提案型）により実施する「岡山市可燃ごみ処理施設整備・運営事業（建設工事）」をいう。解体撤去工事を含む。
解体撤去工事	岡南環境センター及び関連付帯施設の解体設計、解体撤去工事を含めていう。
本件業務	本件施設の運営管理を長期的かつ包括的に実施する「岡山市可燃ごみ処理施設整備・運営事業（運営管理業務）」をいう。
焼却灰運搬業務	本件施設から発生する焼却灰を事業者が提案する焼却灰資源化施設へ運搬する業務をいう。
焼却灰資源化業務	本件施設から発生する焼却灰を事業者が提案する焼却灰資源化施設にて資源化する業務をいう。
飛灰運搬業務	本件施設から発生する飛灰を事業者が提案する飛灰資源化施設へ運搬する業務をいう。
飛灰資源化業務	本件施設から発生する飛灰を事業者が提案する飛灰資源化施設にて資源化する業務をいう。
岡南環境センター	解体撤去工事で解体撤去される既存の岡南環境センター及び関連付帯施設を含めていう。
岡南事業所	現状は岡南環境センター内に併設されている、収集運搬業務に従事する岡山市職員の事務所及び収集車両の駐車場等の関連施設をいう。 岡南環境センター解体後は、本件敷地の西側に新たに（本件工事とは別工事で）建設予定である。
市民屋内温水プール	本件施設に隣接する「岡山市立市民屋内温水プール」をいう。 設備構成は、温水プール、健康増進施設等及び付帯する外構施設から構成されており、本件施設から熱源（蒸気）等を供給する。本件施設の余熱利用施設として位置づけられる。
北側用地	敷地北側に位置する民間商業施設用地に整備（北側用地施設整備工事）を計画している公共の広場等をいう。当該敷地は令和8年4月までの期限で借地契約に基づき民間企業が借用している土地であり、借地契約が満了した段階で当該跡地に整備する計画としている。本件施設の余熱利用施設として位置づけられる。

用語	定義
DBO方式	本件施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を事業者へ一括して発注する民間活力を活用した事業手法をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
入札説明書等	本件事業の入札公告に基づき配布する入札説明書、落札者決定基準、要求水準書第Ⅰ編、要求水準書第Ⅱ編、契約書案等の資料であり、本件事業に関する入札条件、設計・施工条件、要求水準、契約条件等の基本条件を示す資料をいう。
要求水準書第Ⅰ編	本件工事に関する設計・施工条件、性能保証事項、設計・施工仕様、建設工事請負契約に関する権利・義務等を取りまとめた「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編」をいう。
要求水準書第Ⅱ編	本件業務に関する業務範囲、運営管理業務条件、岡山市が行う業務等を取りまとめた「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業要求水準書 第Ⅱ編 運営管理業務編」をいう。
要求水準書第Ⅲ編	焼却灰運搬業務及び飛灰運搬業務に関する運搬業務条件、管理運営体制等を取りまとめた「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業要求水準書 第Ⅲ編 焼却灰及び飛灰運搬業務編」をいう。
要求水準書第Ⅳ編	焼却灰資源化業務及び飛灰資源化業務に関する灰資源化業務条件、管理運営体制等を取りまとめた「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業要求水準書 第Ⅳ編 焼却灰及び飛灰資源化業務編」をいう。
企業グループ	本件事業に係る入札に応募する者のうち、単体企業ではなく複数の企業で応募する場合の企業群をいう。
入札参加者	本件事業に係る入札に応募し、入札参加資格審査が認められた企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	入札参加者の構成企業を代表し、岡山市との交渉窓口となる企業をいう。運営管理事業者をSPCとする場合は、SPCへの出資は、50%を超える議決権割合を有するものとする。
構成員	構成企業のうちSPCに出資する者をいう。
協力企業	構成企業のうちSPCに出資しない者をいう。
落札者	本件事業の入札において、岡山市が定める落札者決定基準等に基づき落札者と選定された者をいう。
SPC	落札者の構成員が自ら株主として出資設立する本件事業の運営管理業務を目的とする特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。

用語	定義
事業者	本件事業を実施する者として選定された落札者、設計施工事業者、運営管理事業者、運搬企業及び資源化企業をいう。
設計施工事業者	<p>建設工事請負契約を岡山市と締結する当事者をいう。</p> <p>設計施工事業者を代表企業の単体とする場合は、プラント建設企業、設計企業、土木建築建設企業、解体企業の別に定める全ての要件を満足しなければならない。</p> <p>また、共同企業体とする場合は、プラント建設企業、設計企業、土木建築建設企業、解体企業で構成し、代表企業が代表を務めなければならない。</p>
プラント建設企業	構成企業のうち本件施設のプラント部分の建設を担当する者で、代表企業が務めなければならない。
設計企業	<p>構成企業のうち本件施設の設計を担当する者をいう。</p> <p>なお、設計企業は、プラント建設企業が務めなければならない。ただし、設計企業を建屋及び土木・外構施設等担当、プラント担当に分割する場合は、プラント担当をプラント建設企業が務めなければならない。</p>
土木建築建設企業	構成企業のうち本件施設の建屋及び土木・外構施設等の建設を担当する者をいう。
解体企業	構成企業のうち解体撤去工事を担当する者をいう。
運営管理事業者	<p>運営管理業務委託契約を岡山市と締結する当事者をいう。</p> <p>なお、運営管理事業者をSPCとするか、単体の企業または複数の企業で構成する共同企業体とするかについては任意とする。</p>
運営管理事業者 (単体とする場合)	<p>運営管理事業者をSPCを設立せずに単体とする場合は、代表企業が運営管理事業者を務めなければならない。</p> <p>また、その際の代表企業は、別に定める運営管理企業としての要件を全て満たさなければならない。</p>
運営管理事業者 (共同企業体とする場合)	<p>運営管理事業者を共同企業体とする場合は、共同業務型共同企業体としなければならない。</p> <p>また、共同業務型共同企業体は、代表企業と運営管理企業で構成しなければならない。</p>
運営管理企業	構成企業のうち本件業務を担当する者をいう。
焼却灰運搬企業	構成企業のうち焼却灰運搬業務を担当する者をいう。
焼却灰資源化企業	構成企業のうち焼却灰資源化業務を担当する者をいう。
飛灰運搬企業	構成企業のうち飛灰運搬業務を担当する者をいう。
飛灰資源化企業	構成企業のうち飛灰資源化業務を担当する者をいう。

用語	定義
基本協定	本件事業開始のために岡山市及び落札者が行う基本的事項について、岡山市と落札者の間で締結する協定をいう。
特定事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約、運営管理業務委託契約、焼却灰運搬業務委託契約、焼却灰資源化業務委託契約、飛灰運搬業務委託契約、飛灰資源化業務委託契約を総称して又は個別にいう。
基本契約	事業者の本件事業を一括して発注するために、岡山市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、岡山市と設計施工事業者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。
運営管理業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と運営管理事業者の間で締結する本件業務に関する契約をいう。
運搬企業	焼却灰運搬企業、飛灰運搬企業を総称して又は個別にいう。
資源化企業	焼却灰資源化企業、飛灰資源化企業を総称して又は個別にいう。
焼却灰運搬業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と焼却灰運搬企業との間で締結する焼却灰運搬業務に関する契約をいう。
焼却灰資源化業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と焼却灰資源化企業との間で締結する焼却灰資源化業務に関する契約をいう。
飛灰運搬業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と飛灰運搬企業との間で締結する飛灰運搬業務に関する契約をいう。
飛灰資源化業務委託契約	基本契約に基づき、岡山市と飛灰資源化企業との間で締結する飛灰資源化業務に関する契約をいう。

第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、岡山市が、P F I法に準じて特定事業として選定した「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業」（以下「本件事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者に配布するものである。本件事業に係る入札公告による総合評価一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、入札説明書等に含まれる次の文書は、本入札説明書と一体のものである。したがって、提案書の作成に当たっては入札説明書等を精読の上、遺漏の無いように務めること。

ただし、別添資料7～11については、入札参加表明の確認が認められた入札参加者のみに配布する。

なお、入札説明書等と、先に岡山市が公表した「実施方針」並びに「実施方針に関する質問・意見への回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

別添資料1：要求水準書

別添資料2：落札者決定基準

別添資料3：様式集

別添資料4：基本協定書（案）

別添資料5：基本契約書（案）

別添資料6：建設工事請負契約書（案）

別添資料7：運営管理業務委託契約書（案）

別添資料8：焼却灰運搬業務委託契約書（案）

別添資料9：飛灰運搬業務委託契約書（案）

別添資料10：焼却灰資源化業務委託契約書（案）

別添資料11：飛灰資源化業務委託契約書（案）

第2 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

岡山市長 大森 雅夫

(3) 事業の目的

本件事業は、岡山市、玉野市及び久米南町において発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、岡山市岡南環境センターを解体撤去した跡地に、新たに可燃ごみ焼却施設を整備するものである。また、ごみ焼却施設の建設に加え、管理棟、計量棟等の付帯施設の建設工事、既存施設の解体撤去工事を一体的かつ効率的に施工し、一連の本件工事と運営管理業務、焼却灰運搬及び飛灰運搬業務、焼却灰資源化及び飛灰資源化業務を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式により実施するものである。

本件事業の実施目的は、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により施設整備に係る基本方針の具現化を目指すものである。

(4) 公共施設等の概要

1) 施設名称

岡山市可燃ごみ広域処理施設

2) 計画施設の概要

ア 計画地の概要

所在地	岡山市南区豊成一丁目4番1号ほか（別図1建設予定地位置図参照）	
敷地面積	約14,400m ²	
都市計画事項	区域区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域（敷地北東部の一部）、 第1種住居地域（その他部分）
	防火地域	指定なし
	高度地区・高度利用地区	指定なし
	建ぺい率	60%以下
	容積率	200%以下
	高さ制限	建築基準法による
日影規制	建築基準法による	

イ 計画施設の概要

処理方式	全連続燃焼式ストーカ焼却炉（蒸気タービン発電機付き）
施設規模及び炉数	200t/日（100t/24h×2炉）
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、し渣、可燃性残渣、災害廃棄物

3) 土地の使用等に関する事項

岡山市は、本件工事期間中、本件事業の用に供するため、民間事業者により市有地である土地を使用させる。

4) 事業の内容

ア 事業方式

本件事業は、D B O (Design (設計) - Build (建設) - Operate (維持管理・運営)) 方式により実施する。

落札者の構成企業及びS P Cを設立する場合はS P Cを運営管理事業者として、岡山市の所有となる本件施設の本件業務に係る一切を一括して行うものとする。

イ 契約の形態

岡山市は、本件事業について事業者には本件工事及び本件業務並びに焼却灰及び飛灰運搬、資源化業務を一括で委託するために、落札者決定後速やかに事業者と本件事業に係る基本契約を締結する。

また、岡山市は基本契約に基づき、設計施工事業者と本件事業に係る建設工事請負契約を締結し、運営管理事業者と本件事業に係る運営管理業務委託契約を締結する。さらに、岡山市は基本契約に基づき、焼却灰及び飛灰運搬企業と本件事業に係る焼却灰運搬業務委託契約（飛灰運搬企業に関しては飛灰運搬業務契約）を締結し、焼却灰及び飛灰資源化企業と本件事業に係る焼却灰資源化業務委託契約（飛灰資源化企業に関しては飛灰資源化業務契約）を締結する（別図2 事業スキーム図参照）。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおり予定する。

(ア) 特定事業契約の締結：令和4年3月

(イ) 本件工事期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(ウ) 運営期間：令和9年4月1日から令和29年3月31日まで（20年間）

エ 事業期間終了時の措置

岡山市は、事業期間終了後も20年間にわたり本件施設を継続して公共の用に供する予定である。よって、事業者は、事業期間終了時に岡山市の定める引継ぎ時における本件施設の要求水準を満足する状態で、岡山市に引継ぐものとする。

5) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う本件事業の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 本件工事に係るもの

設計施工事業者は岡山市と締結する建設工事請負契約に基づき本件工事を行う。本件工事の範囲については、本件施設及びその他外構工事等の設計業務、土木建築工事、プラント機械設備工事、解体撤去工事、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許可の取得等とする。

イ 本件業務に係るもの

運営管理事業者は運営管理業務委託契約に基づき本件業務を行う。本件業務の範囲については、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な本件業務は、運転業務、維持管理業務（本件施設の点検整備・補修・機器更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、資源化業務等とする。なお、運営管理事業者は、岡山市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

6) 事業者の収入

本件事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

ア 本件工事に係る対価

岡山市は、本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を、出来高に応じて設計施工事業者へ支払う。

イ 本件業務に係る対価

岡山市は、本件業務に係る対価について、特定事業契約において定める額を、業務委託期間にわたって、処理実績等に基づき運営管理事業者へ委託費として支払う。

なお、運営管理事業者による本件業務の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い、委託費の減額を行うことがある。

ウ 焼却灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務に係る対価

岡山市は、事業者が実施する焼却灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務について、特定事業契約において定める額を、運営期間にわたって運営管理業務委託費と一括して運営管理事業者を支払う。運営管理事業者は岡山市の代行として当該業務に係る委託費を運搬企業及び資源化企業のそれぞれに支払う。

このため、岡山市は運営管理事業者と運搬企業もしくは資源化企業のそれぞれと3者間で契約を締結する。

(5) スケジュール (予定)

本件事業のスケジュールは、次のとおりとする。

日程	項目
令和3年 3月25日(木)	特定事業の選定及び公表
令和3年 4月8日(木)	入札公告、入札説明書等の公表
令和3年 4月9日(金) ～4月16日(金)	入札説明書等に関する質問(第1回目)の受付
令和3年 4月28日(水)	入札説明書等に関する質問回答(第1回目)の公表
令和3年 5月19日(水) ～5月21日(金)	入札参加表明書の受付
令和3年 5月24日(月) ～5月27日(木)	現地見学会
令和3年 5月31日(月)	入札参加表明書の確認
令和3年 6月1日(火) ～6月3日(木)	入札説明書等に関する質問(第2回目)の受付
令和3年 6月7日(月)	入札参加表明の確認を認められない者に対する理由の説明 (入札参加者からの書面の提出期限)
令和3年 6月14日(月)	入札説明書等に関する質問回答(第2回目)の公表
令和3年 6月14日(月)	入札参加表明の確認を認められない者への回答期限
令和3年 8月19日(木) ～8月23日(月)	技術提案書の受付
令和3年 9月17日(金) ～9月21日(火)	技術対話
令和3年 10月1日(金)	改善通知
令和3年 10月20日(水) ～10月22日(金)	改善技術提案書及び入札書の受付
令和3年 10月下旬	プレゼンテーションの実施
令和3年 11月30日(火)	開札
令和3年 12月14日(火)	参加資格の審査
令和3年 12月中旬	落札者の決定
令和4年 1月中旬	特定事業契約の締結(仮契約)
令和4年 3月下旬	特定事業契約の締結(本契約)

(6) 法令等の遵守

岡山市及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）等、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、設計企業、解体企業、土木建築建設企業、プラント建設企業、運営管理企業、焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業、焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業を含む複数の企業（ある企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とする 것도可能とする。なお、参加表明時に構成企業の企業名を表明するものとする。
- 2) 入札参加者は、代表企業を含めた構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札への参画は認めない。
- 3) 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- 4) 入札参加者は、下記(2) - 1) 及び(2) - 4) の要件をすべて満たす「プラント建設企業」1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。なお、プラント建設企業の構成企業が複数である場合は、参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「最新の経審」という。）における清掃施設工事の総合評価値により決定された順位が最上位のものを代表企業とする。
- 5) S P Cを設置する場合は、構成企業のうち、プラント建設企業及び運営管理企業は構成員とし、これらの企業以外は構成員又は協力企業とする。
- 6) 入札参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、岡山市と協議を行うものとする。
- 7) 構成企業（入札参加表明書提出以降、岡山市がやむをえない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業を含む。）は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業並びに焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業は複数の入札参加者の構成企業になることを可能とする。
- 8) 運営管理事業者をS P Cとする場合は、代表企業は構成員とし、S P Cに50%超の出資をするとともに、50%を超えるS P Cの議決権割合を有するものとする。
- 9) 運営管理事業者をS P Cとする場合は、落札者は特定事業契約の仮契約締結時までにS P Cを岡山市内に設立するものとする。
- 10) 構成員は、特定事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、岡山市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- 11) 設計施工事業者を特定共同企業体とする場合は、代表企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。また、共同施工型共同企業体（甲型JV）とする場合の出資比率は問わないが、代表企業の出資比率は構成員中最大であること。
- 12) 入札参加者のうち、代表企業が、後記第3 - (2) - 1) ~ 4) の要件を全て満たす場合は、設計施工事業者を単体の企業とすることを可とする。
- 13) 運営管理事業者を特定共同企業体とする場合は、代表企業が当該共同企業体の代表者とな

るものとする。

- 14) 入札参加者のうち、後述第3-(2)-5)の要件を全て満たす構成企業がいる場合は、運営管理事業者を単体とすることを可とする。

(2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、期日の指定等がない場合には開札日時点において、次の1)から7)までの各項の要件を満たす者とする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

1) 設計企業の要件

設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、設計企業の役割を、建屋及び土木・外構施設等担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。設計企業の役割を分割する場合は、建屋及び土木・外構施設等担当はエ以外の要件を満たすこととし、プラント担当はオ以外の要件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること（契約締結に係る委任先がある場合は、委任先が建築士事務所の登録を行っていること）。
- イ 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- ウ 岡山市発注の建設コンサルタント業務等において低入札価格調査基準価格未満で応札したことにより、入札参加制限を受けていないこと。
- エ 入札参加表明書の提出期限日において、平成18年4月1日以降、下記の清掃施設工事の設計を元請（乙型JVの構成員も含む）で契約し、設計実績を有すること。なお、甲型JVの構成員としての設計実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事設計実績として認める。
- ・ 一般廃棄物処理施設で蒸気タービン発電機を設置したごみ焼却能力100 t /日以上 の全連続燃焼式ストーカ焼却炉（ごみ処理施設性能指針（環廃対第724号 平成14年11月15日）に示すストーカ式燃焼装置であること。）を元請け（共同企業体での受注でも可とする）として設計した実績
- オ 3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士の資格を有する者を5人以上配置すること。

2) 解体企業の要件

解体企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、解体企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はオ以外の要件を全て満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。

- エ 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「最新の経審」という。）における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- オ 入札参加表明書の提出期限日において、平成18年4月1日以降、下記の解体工事を元請（乙型JVの構成員も含む）で契約し、完成・引渡しが完了した実績を有すること。ただし、建築一式工事、土木一式工事、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事で発注されたものに限る。なお、甲型JVの構成員としての施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事施工実績として認める。
 - ・ ダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日（基発第401号））に基づく廃棄物を対象とした焼却施設を解体する工事

3) 土木建築建設企業の要件

土木建築建設企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、土木建築建設企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はオ以外の要件を全て満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士の資格を有する者を雇用していること。
- エ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。
- オ 入札参加表明書の提出期限日において、平成18年4月1日以降、1棟で下記（ア）から（エ）までを全て満たす建築工事を元請（乙型JVの構成員も含む）で契約し、完成・引渡しが完了した実績を有すること。なお、甲型JVの構成員としての施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事施工実績として認める。

（ア）新築又は増築工事

（イ）鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

（ウ）4階建以上

（エ）1棟あたりの延床面積が5,500 m²以上。ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。

- カ 入札参加表明書の提出期限日において、最新の経審における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

4) プラント建設企業の要件

プラント建設企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、プラント建設企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はエ以外の要件を全て満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること。
- イ 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。

- エ 入札参加表明書の提出期限日において、平成18年4月1日以降、下記の清掃施設工事を元請で契約（乙型JVの構成員も含む）し、完成・引渡しが完了した実績を有すること。
なお、甲型JVの構成員としての施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事施工実績として認める。
- ・ 一般廃棄物処理施設で蒸気タービン発電機を有するごみ焼却能力100 t /日以上 の全連続燃焼式ストーカ焼却炉（ごみ処理施設性能指針（環廃対第724号 平成14年11月15日）に示すストーカ式燃焼装置であること。）を元請け（共同企業体での受注でも可とする）として施工し、かつ、2年以上施設が安定稼働した実績
- オ 入札参加表明書の提出期限日において最新の経審における清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。

5) 運営管理企業の要件

運営管理企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、運営管理企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はウ～カ以外の要件を全て満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ウ 入札参加表明書の提出期限日において、平成18年4月1日以降に竣工及び運営が開始された一般廃棄物処理施設で蒸気タービン発電機を有するごみ焼却能力100 t /日以上 の全連続燃焼式ストーカ焼却炉の運営管理業務を受注（又は受託）し、かつ、1年以上にわたり業務を履行した実績を有すること。
- エ ウの運営管理業務は、業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと）と維持管理業務（日常的は点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする）を含む業務であること。
- オ エの運営管理業務の業務遂行形態は以下のとおりとする。
- ア) 長期包括的運営委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
 - イ) DBO方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
 - ウ) PFI方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
 - エ) 運転役務委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績であること。
- カ 3か月以上継続して所属していることが確認でき、廃棄物処理施設技術管理者になりうる資格を有し、かつ、一般廃棄物を対象とした100t/日以上 の処理能力を有する焼却施設（ただし、発電設備を有するもの）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）として1年以上務めた経験を有する技術者を本件事業

の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として本件施設の運営管理業務委託期間中専任で現場に配置できること。

6) 焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業の要件

焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 廃棄物処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- ウ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。

7) 焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業の要件

焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業は、次の要件を全て満たすこと。

ただし、入札参加表明時点において、上記の資源化処理実績を有していない資源化企業を構成企業とする場合は、資源化施設の整備等の予定が分かる資料等を入札参加表明書と併せて提出すること。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 廃棄物処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- ウ 本件施設の試運転開始までに、資源化のための施設が供用開始していること。
- エ 地方公共団体の一般廃棄物処理施設から生じる焼却灰の（飛灰資源化企業にあたっては飛灰の）資源化処理実績を有すること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項の規定に該当する者。
- 2) 入札公告に記載された開札日時において岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止又は指名留保期間中の者。
- 3) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第2条第3号に規定する役員等のうちに同条第6号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。
- 4) 代表者が同じ法人又は個人が、他の入札参加者の構成企業となっている者。ただし、焼却灰運搬及び飛灰運搬企業並びに焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業は複数の入札参加者の構成企業になることを可能とする。
- 5) 市が本件事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザー業務において提携関係にある者若しくは提携関係にあった者、又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本金面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出

資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本件事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

ア 株式会社東和テクノロジー

(4) 入札参加表明の確認

- 1) 入札参加表明時に、上記(2)－1)、(2)－2)、(2)－3)、(2)－4)、(2)－5)、(2)－6)及び(2)－7)に示す実績要件を確認する。当該実績要件を確認する日(以下「入札参加表明確認基準日」という。)は、入札参加表明書の提出期限日(令和3年5月19日(水))とする。
- 2) 入札参加表明にあたっては、次の書類を提出するものとする。
 - ア 入札参加表明書
 - イ 上記(2)－1)－エの実績を証する書類
 - ウ 上記(2)－2)－エを証する最新の経審の写し及び上記(2)－2)－オの実績を証する書類
 - エ 上記(2)－3)－オの実績を証する書類及び上記(2)－3)－カを証する最新の経審の写し
 - オ 上記(2)－4)－エの実績を証する書類及び上記(2)－4)－オを証する最新の経審の写し
 - カ 上記(2)－5)－ウ～オの実績を証する書類
 - キ 上記(2)－6)－ウを証する書類
 - ク 上記(2)－7)－エの実績を証する書類(上記(2)－7)－エの実績を有する場合)
 - ケ 入札参加表明時点で上記(2)－7)－エの実績を有していない資源化施設の場合は、焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業の概要書類
- 3) 入札参加表明確認基準日(令和3年5月19日(水))の翌日から開札日(令和3年11月30日(火))までの間、入札参加者の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格の要件を欠いた構成員に代わって、入札参加資格の要件を有する構成員を補充し、実績等を確認し、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加表明確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格の要件を欠いた日とする。

(5) 入札参加資格の確認

- 1) 入札参加資格確認基準日は、開札日(令和3年11月30日(火))とする。
- 2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び申請方法については、後記「第4 入札の手続等」に示すとおりとする。
- 3) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業が次の各号に該当した場合、岡山市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。
 - ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
 - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
 - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
 - エ 工事の請負契約において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的

- 事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知を受けていないとき。
- オ 当該入札前に発生した事案により指名停止基準に基づき指名停止又は指名留保されたとき。
- カ 前号の規定にかかわらず、指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号、第9項又は第11項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
- キ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。
- 4) 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結に係る岡山市議会の議決日までの間、落札者の構成企業が次の各号に該当し入札参加資格を欠くに至った場合、岡山市は事業者と特定事業契約を締結しない。この場合において、岡山市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
- イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
- ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- エ 工事の請負契約において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知を受けていないとき。
- オ 役員等（構成企業が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- カ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- キ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ケ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- コ 暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。
- サ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がオからコマでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- シ オからコマでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（サに該当する場合を除く。）に、岡山市長が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- ス 入札、随意契約のための見積り又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を岡山市長に届け出なかったとき。

- セ 指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
- ソ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

2 その他の要件

(1) S P Cの設立に関する要件

- 1) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、岡山市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- 2) 上記1－(1)－5)及び1－(1)－8)並びに1－(1)－9)の要件を満たすこと。

(2) 建設工事請負契約の締結に関する要件

岡山市は、事業者のうち本件工事を行う設計施工事業者と建設工事請負契約を締結するにあたり、上記1－(2)－1)、1－(2)－2)、1－(2)－3)及び1－(2)－4)の要件を満たす構成企業が結成した共同企業体と建設工事請負契約を締結する。なお、事業者が全ての参加資格要件を満たす単独企業の場合は、当該企業と建設工事請負契約を締結する。

第4 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

令和3年4月8日（木）に入札説明書等を岡山市ホームページにおいて公表する。入札説明書等に関する入札説明会は開催しない。

ホームページ (<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000028424.html>)

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

1) 入札説明書等に関する質問（第1回目）の受付

入札説明書等に関する質問の第1回目を、下記受付期間に受け付ける。

入札説明書等全般に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 2016 で読取りが可能なもの）を添付し、岡山市環境局環境施設部環境施設課に送付して提出するものとする。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。岡山市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

受付期間：令和3年4月9日（金）から 4月16日（金）午後5時まで

2) 入札説明書等に関する質問（第2回目）の受付（入札参加資格を除く）

入札説明書等に関する質問の第2回目を、下記受付期間に受け付ける。入札説明書等全般（入札参加資格を除く）に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 2016 で読取りが可能なもの）を添付し、岡山市環境局環境施設部環境施設課に送付して提出するものとする。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。岡山市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

なお、第2回目の質問については、下記（6）の入札参加表明の確認を認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

電子メールの送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回路の接続状況等の良否により、所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問をすること。また、メールの件名は、「入札質問（岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業）」など、分かりやすい件名にすること。

受付期間：令和3年6月1日（火）から 6月3日（木）午後5時まで

(3) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関する質問（第1回目）への回答は令和3年4月28日（水）までに、また、入札説明書等に関する質問（第2回目）への回答は令和3年6月14日（月）までに、岡山市ホームページ（前記1－（1）参照）において公表する。電話等による問合せには応じない。

(4) 入札参加表明書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加表明書の提出を行わなければならない。期限までに入札参加表明書を提出しない者は、入札に参加することができない。

1) 提出書類

後記「第6 提出書類」に示すとおりとする。

2) 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

3) 受付期間

ア 持参による場合

令和3年5月19日（水）午前8時30分から 5月21日（金）午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び岡山市の休日を定める条例に定める岡山市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 郵送又は託送による場合

令和3年5月21日（金）必着

4) 提出先

岡山市財政局財務部契約課（後記（23）入札・契約事務を担当する課）

（5）現地見学会

岡南環境センターにおける現地見学会を次のとおり開催する。

1) 開催期間

令和3年5月24日（月）～5月27日（木）

2) 開催場所

岡山市南区豊成一丁目4番1号（岡南環境センター内）

3) 見学方法

現地見学会への参加希望者は、令和3年5月19日（水）から令和3年5月21日（金）午後5時までに出席者名・人数、希望日時（第一希望日時から第三希望日時まで）を記した申込書（自由様式）を電子メールにより岡山市環境局環境施設部環境施設課に申し出ること。参加人数は10名を上限とする。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。岡山市は電子メールにより見学会の日時を申込者に返信する。申込みの状況や新型コロナウイルス感染症の状況によっては、日程の調整を行うことがある。

（6）入札参加表明確認結果の通知

入札参加表明確認結果は、入札参加表明書を提出した入札参加者の代表企業に対して、令和3年5月31日（月）までに郵送により通知する。

なお、入札参加表明の確認を認められた企業名及び企業数等については公表しない。

また、入札参加表明の確認を認められた入札参加者の代表企業へ電子メールにて「第1 入札説明書の位置付け」に示す別添資料7～11を送付する。

（7）入札参加表明の確認を認められない者に対する理由の説明

入札参加表明確認結果の通知により、当該確認を認められなかった入札参加者は、岡山市に対してその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

岡山市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、令和3年6月14日（月）までに書面により回答する。

1) 提出方法

持参による。

2) 提出期限

令和3年6月7日（月）午後5時まで（休日を除く。）

3) 提出場所

岡山市財政局財務部契約課

(8) 入札の辞退

入札参加表明の確認を認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに、入札辞退届（様式第7号）を提出すること。ただし、特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

(9) 入札参加表明確認基準日以降の取扱い

前記第3-1-(4)-3)を参照すること。

(10) 技術提案書の提出

入札参加表明の確認を認められた入札参加者は、後記「第6 提出書類」に示す技術提案書を次のとおり提出すること。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

1) 技術提案書及び技術提案書の電子データの提出について

ア 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

イ 受付期間

持参による場合 令和3年8月19日（木）午前8時30分から 8月23日（月）午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

郵送又は託送による場合 令和3年8月23日（月）必着

ウ 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(11) 技術対話

技術対話は、令和3年9月17日（金）から 9月21日（火）（休日を除く。）までに、入札参加者ごとに実施する予定である。なお、実施する場合、日時及び場所等は詳細が決定し次第、岡山市より入札参加者の代表企業に通知する。

入札参加者側の出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、5人までとするが、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。

なお、岡山市は技術対話に用いる資料として、技術提案書に関する確認事項（以下「確認事項」という。）を作成するものとし、技術対話の開催以前に入札参加者へ通知する。入札参加者は当該対話の議事記録を作成し、電子メールに記入済みのファイル（様式は確認事項と同送する）を添付し、岡山市環境局環境施設部環境施設課に送付して提出するものとする。持参、郵送による提出は受け付けない。岡山市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

対話議事記録受付期間：技術対話開催の日から令和3年9月24日（金）午後5時まで

(12) 技術提案書の改善

1) 上記(11)に示す技術対話において、技術提案書の記載内容につき、次のいずれかの場合が生じたときは、入札参加者は既に提出した技術提案書を改善することができる。

ア 岡山市が入札参加者に改善を求め、入札参加者が応じた場合。

イ 入札参加者が改善の提案を行い、岡山市が採用した場合。

2) 上記1) -アにおいて、岡山市が入札参加者に改善を要請し、技術提案書の再提出を求めらるるは、次の場合に限定する。

ア 要求水準に係る指摘

技術提案の内容に、岡山市の要求水準を満たさない事項がある場合。

イ 追加資料の提出

技術提案の実現性や安全性等を確認するための資料が不足している場合。

(13) 技術提案書の改善通知

岡山市は、技術対話の結果等を踏まえ、岡山市が入札参加者に改善を要請した事項、又は入札参加者自らによる改善提案があった場合は、その採用の可否を記載する改善通知を、令和3年10月1日（金）までに通知する。

(14) 改善技術提案書の提出

入札参加者が上記（13）に示す改善通知を受領した場合は、その内容に従い、改善技術提案書を次のとおり提出すること。ただし、改善通知における記載事項以外の提案内容の変更、修正等は認めない。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

1) 改善技術提案書及び改善技術提案書の電子データの提出について

ア 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

イ 受付期間

持参による場合 令和3年10月20日（水）8時30分から 10月22日（金）午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び休日を除く。）

郵送又は託送による場合 令和3年10月22日（金）必着

ウ 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(15) 入札書の提出

入札参加者は、後記「第6提出書類」に示す入札書を次のとおり提出すること。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

1) 提出書類

後記「第6 提出書類」に示すとおりとする。

2) 提出方法

郵送（岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便に限る。）による。ただし、岡山大供郵便局に期限内必着のこと。

3) 提出期限

令和3年10月22日（金）必着

4) 宛先

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所契約課

(16) 改善技術提案に関する要件の確認結果の通知

提出された改善技術提案書について、落札者決定基準に示す必須項目（落札者決定基準 表1参照）を満たしていることを確認し、当該確認結果を入札参加者の代表企業に対して通知する。なお、当該要件を満たしていないと岡山市が判断した場合、当該入札参加者は失格とする。

(17) 改善技術提案に関する要件の確認を認められない者に対する理由の説明

改善技術提案に関する要件の確認結果の通知により、当該確認を認められなかった入札参加者は、岡山市に対してその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

岡山市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、令和3年10月29日（金）までに書面により回答する。

- 1) 提出方法
持参による。
- 2) 提出期限
令和3年10月27日（水）午後5時まで（休日を除く。）
- 3) 提出場所
岡山市財政局財務部契約課

(18) プレゼンテーションの実施

- 1) 改善技術提案書及び入札書を提出した者を対象に個別のプレゼンテーションを実施する。
- 2) 詳細については、様式第9号（別紙3） 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業プレゼンテーション実施要領による。

(19) 改善過程の公表

特定事業契約締結後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

(20) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、開札に関する委任状（様式第12号）を、当日持参すること。

- 1) 日時
令和3年11月30日（火）午後1時
- 2) 場所
岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所本庁舎5階入札室
- 3) 開札における留意事項
 - ア 入札回数は1回とする。
 - イ 開札は、入札参加者のうち立会いを希望する者を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
 - ウ 開札の立会人は、入札参加者の代表企業の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
 - エ 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、(21)に示す一般競争入札参加 資格確認申請書に基づき参加資格の有無の確認を行うまでもなく、下記2-(4)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
 - オ 入札執行者は、開札の結果、上記エにより無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出したものがない場合は入札を不調とする。
 - カ 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止又は延期することがある。
 - キ 上記オ又はカによる場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
 - ク 上記カ又はキに基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書を無効とする。
 - ケ 本入札には、建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱は適用しない。

- コ 本入札には、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱及び岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱は適用しない。
- サ 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

(21) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加資格確認対象者として決定された者は、後記「第6 提出書類」に示す一般競争入札参加資格確認申請書を次のとおり提出すること。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

- 1) 提出書類
後記「第6 提出書類」に示すとおりとする。
- 2) 提出方法
持参による。
- 3) 提出期限
入札参加資格確認対象者となった日の3日後の午後5時までとする。(休日を除く。)
- 4) 提出先
岡山市財政局財務部契約課

(22) 本件事業を担当する課

岡山市環境局環境施設部環境施設課

〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号
電話番号：086-803-1312
F A X : 086-803-1896
E-mail : kankyoushisetsuka@city.okayama.lg.jp

(23) 入札・契約事務を担当する課

岡山市財政局財務部契約課

〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号
電話番号：086-803-1157 工事契約係（直通）

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、入札説明書に定めるもののほか、岡山市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

岡山市が必要と認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札。
- 2) 入札方法に違反して行なわれた入札。
- 3) 入札書に記名押印がない入札。
- 4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札。
- 5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札。
- 6) 岡山市が指定した方法以外の方法で入札書、入札価格内訳書、技術提案書及び改善技術提案書（以下「入札書等」という。）を郵送した入札。
- 7) 入札書等が到着期限までに到着していない入札。
- 8) 封筒記載の事業名称又は差出人名と同封された入札書に記載された事業名称又は入札者名が相違する入札。
- 9) 封筒に事業名称又は差出人名が記載されていない入札。
- 10) 1つの封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札。
- 11) 入札価格内訳書が入札書とともに封筒に同封されていない入札。
- 12) 明らかに不正によると認められる入札。
- 13) 入札参加表明の確認を認められない者又は改善技術提案に関する要件の確認を認められない者がした入札。
- 14) その他岡山市長が定める入札条件に違反してなされた入札。

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 改善技術提案書の取り扱い

1) 著作権

改善技術提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 改善技術提案書の変更等の禁止

改善技術提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

4) 改善技術提案書の使用等

提出された改善技術提案書は、民間事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。公表、展示、その他岡山市が本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、岡山市はこれを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された改善技術提案書は返却しない。

(8) 岡山市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、岡山市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

1) 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の5以上の額を納付すること。

入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。

入札保証金を免除することができる者は、開札日の前日から過去3年間の間に、岡山市との間で締結した契約を履行しないこと、岡山市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。

2) 納入方法

岡山市財政局財務部契約課において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日を除く。）の午後3時までに領収書を契約課へ提出すること。（金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）の午後3時までに契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

(10) 契約条項等の閲覧

契約条項等は、岡山市ホームページにおいて閲覧することができる。

3 許容価格（予定価格）及び提案の上限価格

(1) 許容価格（予定価格）

本件事業の許容価格（予定価格）は、落札者の決定後に公表する。

(2) 提案の上限価格

応募者の提案する本件工事に係る対価と本件業務に係る対価の合計金額の上限価格（消費税及び地方消費税の額を含まない。）は32,747,200千円とする。

なお、当該上限価格は、事業期間にわたる本件工事に係る対価と本件業務に係る対価を単純に合計した金額であり、特定事業契約に規定する物価変動等は見込んでいない。

第5 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件事業は、本件工事、本件業務の各業務を事業者に一括して性能発注することで、各業務を通じた包括的な創意工夫が発揮され、より効率的かつ機能的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、本件工事、運営等の提案内容、岡山市の要求水準との適合性並びに資金計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（高度技術提案型総合評価一般競争入札）を採用する。

岡山市は、税抜き許容価格以下で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、落札者決定基準に基づき落札者を決定する。

(2) 総合評価

岡山市は、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき、技術提案書を評価し技術評価点を算定する。また、岡山市は、前記第4-1-(20)に示す開札を行った結果より、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき価格評価点を算定する。

岡山市は、学識経験者の意見を聴取した上で、技術評価点及び価格評価点の合計（総合評価点）が最も高い提案を行った入札参加者を入札参加資格確認対象者として決定する。

(3) 落札者の決定

岡山市は、入札参加資格確認対象者より提出された一般競争入札参加資格確認申請書等について、参加資格審査を行う。

当該審査の結果、入札参加資格を有することが確認できた場合は、落札者として決定し、入札参加資格確認結果を通知するとともに、速やかに公表する。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

落札者と岡山市は、速やかに契約の締結に関して、基本協定書（案）について合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営管理業務委託契約書（案）、焼却灰運搬業務委託契約書（案）、焼却灰資源化業務委託契約書（案）、飛灰運搬業務委託契約書（案）及び飛灰資源化業務委託契約書（案）に基づき契約手続きを行う。

(2) S P Cの設立

落札者は、運営管理事業者をS P Cとする場合は特定事業契約の仮契約締結までに、前記第3-2-(1)に規定するS P Cを設立すること。

(3) 建設工事特定共同企業体の結成

本件工事を共同で担当する設計施工事業者は、本件工事を行う目的で建設工事特定共同企業体を結成するものとする。

(4) 契約の締結

岡山市は、落札者と基本契約、設計施工事業者と建設工事請負契約、運営管理事業者（運営管理事業者をSPCとする場合はSPC）と運営管理業務委託契約、焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業と運営管理事業者との三者間でそれぞれ焼却灰運搬業務委託契約（飛灰運搬企業に関しては飛灰運搬業務委託契約）、焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業と運営管理事業者との三者間でそれぞれ焼却灰資源化業務委託契約（飛灰資源化企業に関しては飛灰資源化業務委託契約）についての各々の停止条件付き契約を締結する。

なお、建設工事請負契約を除く契約は建設工事請負契約の本契約締結を効力発生の条件とする停止条件付契約とし、建設工事請負契約が市議会の議決等を得ることにより各々正式な本契約となる。

（５）契約を締結しない場合

前記第 3 - 1 - （５） - ４）を参照すること。

（６）費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

（７）契約保証金

１）本件工事期間における保証

設計施工事業者は、建設工事請負契約に係る市議会の議決日までに、請負代金額の100分の10以上の額を納付すること。（契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照すること。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。）

２）運営期間における保証

運営管理事業者（運営管理事業者をSPCとする場合はSPC）は、運営管理業務委託契約に従い、以下の要領で契約保証金を納付すること。

ア 契約金額の100分の10以上の額を納付すること。

イ 契約保証金の納入は、環境施設課において発行する納入通知書で納付し、契約締結時に契約書等とともに領収書を環境施設課へ提出すること（契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること。）。

ウ 契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、有価証券等の提供、金融機関の保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

エ 契約保証の期間は分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、契約金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上とすることができる。

第6 提出書類

1 入札参加表明時の提出書類

入札参加表明時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
入札参加表明書	様式第2号	1部
構成企業一覧表	様式第3号	1部
委任状（代表企業）	様式第4号-1	1部
委任状（代理人）	様式第4号-2	1部
特定共同企業体結成届出書（甲型JV）	様式第5号-1	
建設工事特定共同企業体協定書（甲型JV）	様式第5号-2	
運営管理業務特定共同企業体協定書	様式第5号-3	
特定共同企業体結成届出書（乙型JV）	様式第5号-4	
建設工事特定共同企業体協定書（乙型JV）	様式第5号-5	
印鑑証明書（入札説明書等の公表日以降に交付されたもの。）※	—	1部
使用印鑑届（実印に代わる印鑑を契約等に使用する場 合。様式は任意。）※	—	1部
第3-1-(2)-1) -エの実績を証する書類	様式第6号-1	1部
第3-1-(2)-2) -オの実績を証する書類	様式第6号-2	1部
第3-1-(2)-2) -エを証する最新の経審の写し	—	該当者各1部
第3-1-(2)-3) -オの実績を証する書類	様式第6号-3	1部
第3-1-(2)-3) -カを証する最新の経審の写し	—	該当者各1部
第3-1-(2)-4) -エの実績を証する書類	様式第6号-4	1部
第3-1-(2)-4) -オを証する最新の経審の写し	—	該当者各1部
第3-1-(2)-5) -ウ～オの実績を証する書類	様式第6号-5	1部
第3-1-(2)-6) -ウを証する書類	様式第6号-6	各1部
焼却灰資源化及び飛灰資源化企業の概要等（試運転時に、 当該施設が供用開始していることの確約書等を含む。）	任意様式	該当者各1部
第3-1-(2)-7) -エの実績を証する書類	様式第6号-7	該当者各1部

※ただし、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されている者は、当該名簿に登載されている届出印を使用すること。その場合、印鑑証明書及び使用印鑑届の提出は不要である。

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
入札辞退届	様式第7号	1部

3 技術提案書

技術提案書の提出時は、次の書類を提出すること。

書類			様式	部数
技術提案書	第一分冊	技術評価項目提案書	様式第8号-1	各15部 (正本1部、 副本14部)
	第二分冊	技術提案書(本編)	表紙: 様式第9号-1	
技術提案書の電子データ				CD-R で3部

4 改善技術提案書

改善技術提案書の提出時は、次の書類を提出すること。

書類			様式	部数
要求水準に関する確認書			様式第10号	1部
改善技術提案書	第一分冊	技術評価項目提案書	様式第8号-2	各15部 (正本1部、 副本14部)
	第二分冊	技術提案書(本編)	表紙: 様式第9号-2	
改善技術提案書の電子データ				CD-R で3部

5 入札時の提出書類

入札時は、次の書類を提出すること。

書類			様式	部数
入札書			様式第11号	1部
建設工事費内訳書			様式第11号-1	1部
運営管理費内訳書			様式第11号-2	1部
入札書、建設工事費内訳書、運営管理費内訳書の電子データ				CD-R で3部

※開札の立会い時に必要であれば、次の書類を当日持参すること。

書類			様式	部数
委任状(開札の立会い)			様式第12号	1部

6 入札参加資格確認申請時の提出書類

入札参加資格確認申請時は、次の書類を提出すること。

書類			様式	部数
一般競争入札参加資格確認申請書			様式第13号	1部
一般競争入札参加資格確認申請書に係る添付書類 (様式第13号参照)			—	1部

第7 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に岡山市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 技術提案書

技術提案書を作成するに当たっては、様式第9号（別紙1）技術提案書作成要領を参照すること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に岡山市の指示がない限り、次の項目に留意すること。

- (1) 入札書（様式第11号（様式第11号-1、様式第11号-2入札価格内訳書を含む。））は、封筒に入れ、密封して提出すること。封筒の表書き等については、別図3を参照すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる本件工事に係る対価及び本件業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、各契約書に基づいて算定すること。また、物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

入札参加者は、あらかじめ第6-6に示す書類を作成しておかなければならない。

第8 その他

1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては岡山市ホームページ（前記第4-1-(1)参照）において公表する。適宜、岡山市ホームページにおいて確認すること。また、入札参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

岡山市情報公開条例（平成12年市条例第34号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、岡山市ホームページ等を通じて行う。

別図2 事業スキーム図

本件事業において想定する事業スキームのうち、SPCを設立する場合のスキーム図を図2-1、SPCを設立しない場合のスキーム図を図2-2に示す。なお、図2-1に示すスキーム図は設計施工事業者の構成企業を全て構成員と想定した場合のスキーム図であり、SPCへの出資に関しては事業者によってはこの限りではない。

本件事業における焼却灰・飛灰の運搬及び資源化業務委託費については、本件業務の委託費に含むものとし、運営管理事業者が各々の運搬及び資源化事業者へ業務対価を支払うものとする。このため、岡山市は運営管理事業者と運搬企業及び資源化企業のそれぞれと3者間で契約を締結する。

図2-1 本件事業の事業スキーム図（SPCを設立するケース）

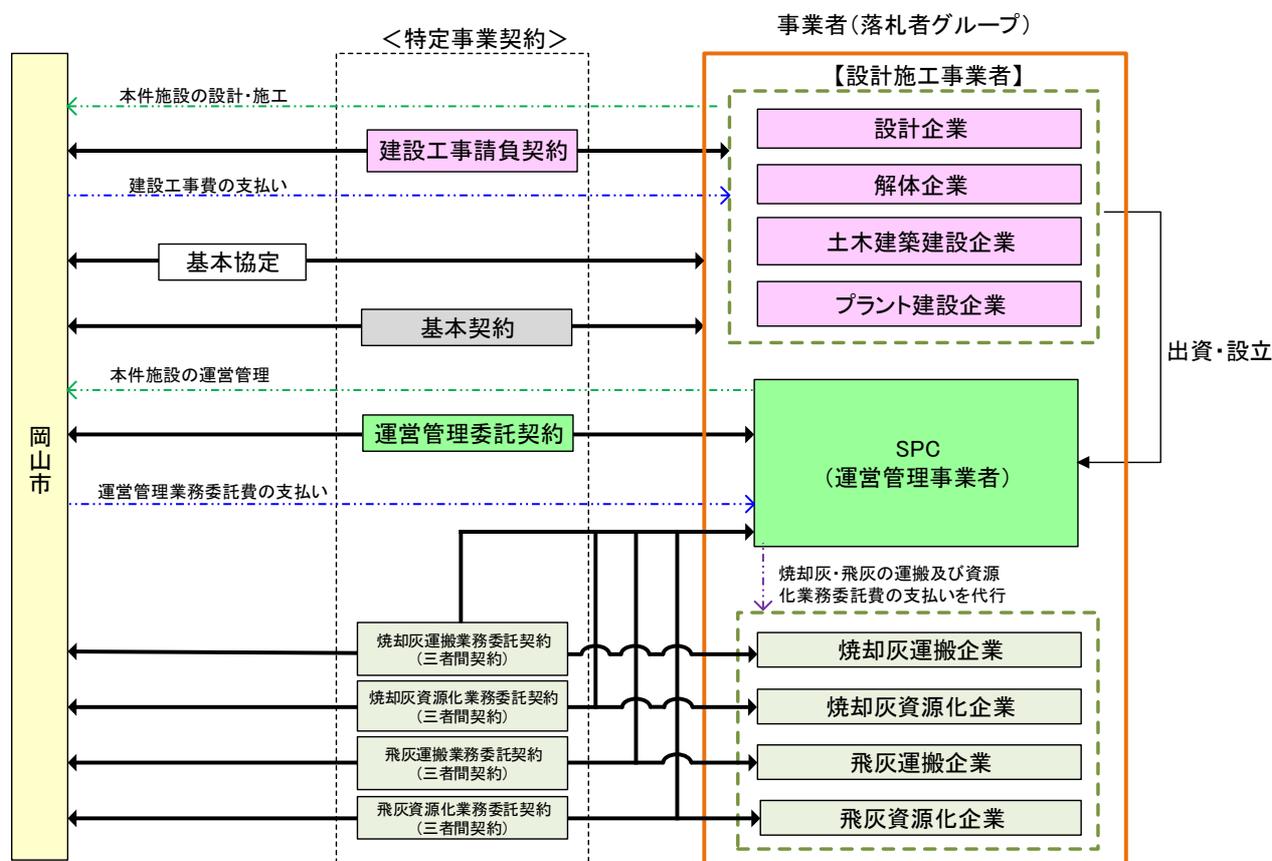
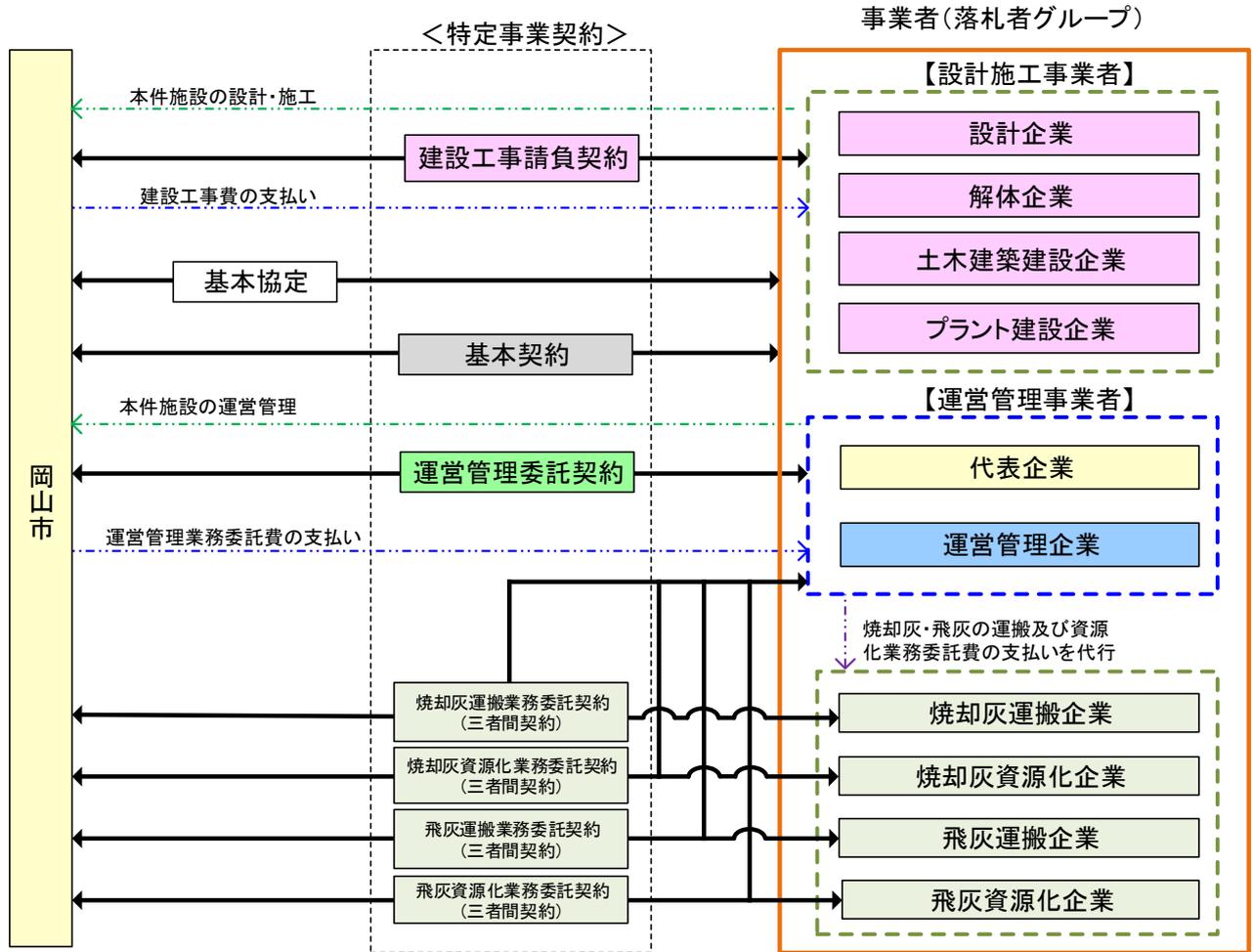


図 2-2 本件事業の事業スキーム図（SPCを設立しないケース）



別図3 入札書の提出用封筒

封筒【表：横書】

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">岡山大供郵便局留</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">岡山市役所 契約課 行</p> <p style="margin: 0;">入札書在中</p>		
<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">簡易書留</div>		
到着期日	年 月 日	
事業名	岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業	

7
0
0
9
1
3

※朱書

封筒【裏：横書】

差出人	グループ名	
	代表企業名	
	所在地	

封筒の大きさ：長形3号（120 mm × 235 mm）

封筒の中に入れるもの：様式第11号（様式第11号-1、様式第11号-2を含む。）

別紙1 本件事業に係るリスク分担

本件事業に係る岡山市と事業者のリスク分担について、以下に示す。

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		岡山市	事業者	
共通	入札書類リスク	入札説明書等の誤記、提示漏れにより、岡山市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	事業者の事由により契約が結べない等	△	○
	計画変更リスク	岡山市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	建設用敷地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		事業者の事由により発生した住民反対運動等	△	○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		生活環境影響調査における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等		○
	入札参加リスク	入札参加に要する費用に関するもの		○
	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故、火災等に関するもの		○
	交付金リスク	交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○
事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない、又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等	○		
	岡山市の指示、岡山市の財政破綻等に伴うもの	○		
第三者賠償リスク	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○	
不可抗力リスク	上記以外の岡山市に帰責する事由により発生する事故等に対する賠償等	○		
	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力により事業の実施が不可能となる等	○		
設計段階	設計変更リスク	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力による修復のための事業遅延等	○	△
		岡山市の提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
	測量・地質調査リスク	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
		岡山市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
建設着工遅延	事業者が実施設計用に実施した測量、地質調査部分に関するもの		○	
	岡山市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		岡山市	事業者	
建設段階	建設用敷地リスク	○		
	工事費増大リスク	岡山市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	岡山市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		敷地外工事（上水道、工業用水、下水道工事）に関して、道路占用許可や地権者同意取得等の遅れや係争に伴う工事遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	建設工事発注仕様書への不適合（施工不良を含む）		○
既存の施設への影響リスク	事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことより生じた損害		○	
試運転・引渡性能試験リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの		○	
	試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの	○		
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以上の変動）	○	
		受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以内の変動）		○
		災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△
	性能未達リスク	施設が特定事業契約に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○
		岡山市の事由により特定事業契約に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○	
	施設瑕疵リスク	施設的设计・施工の契約不適合に係るもの		○
	技術革新	技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（岡山市が求める場合）	○	
		技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（事業者が提案する場合）		○
	発電収入変動リスク	電力事業者との契約内容による発電収入の変動	○	
		発電量の変動に関する費用変動（計画からの発電量変動の帰責自由が事業者にある場合）		○
発電量の変動に関する費用変動（計画からの発電量変動の帰責自由が事業者にない場合）		○		
物価変動リスク	施設の供用開始後のインフレ、デフレ（一定の範囲内の場合）		○	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ（一定の範囲を超えた場合）	○		

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		岡山市	事業者	
運営段階	電気・熱供給リスク	余熱利用施設への蒸気・電力・温水供給停止に伴う費用増大 (供給停止の帰責事由が事業者にある場合)		○
		余熱利用施設への蒸気・電力・温水供給停止に伴う費用増大 (供給停止の帰責事由が事業者にない場合)	○	
		供給用配管(敷地内)の破損・更新等に係るもの (帰責事由が事業者にある場合)		○
		供給用配管(敷地内)の破損・更新等に係るもの (帰責事由が事業者にない場合)	○	
	焼却残渣処理リスク	受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲での焼却処理における焼却残渣の処理に係るもの		○
		上記以外のもの	○	
	利用者リスク	見学者等の施設利用者の事故に対するもの (岡山市が業務を行う部分・箇所が発生した事故)	○	
		見学者等の施設利用者の事故に対するもの (上記以外の部分・箇所が発生した事故)		○
	施設破損リスク	事故・火災等の修復等に係るもの		○
		施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○
第三者による施設・設備の破損に伴うもの		○		
事業終了時	施設の性能確保リスク		○	
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由による費用増大		○
		事業終了時の諸手続きに係る岡山市の事由による費用増大	○	